

# 伊予地区清掃センター解体工事発注仕様書等作成業務及び マテリアルリサイクル推進施設等整備工事設計業務委託仕様書

令和 7 年 4 月

## I 共通事項

### 1 業務名

「伊予地区清掃センター解体工事発注仕様書等作成業務及びマテリアルリサイクル推進施設等整備工事設計業務」（以下、「本業務」という。）

### 2 業務の目的

伊予市及び松前町で構成する伊予地区ごみ処理施設管理組合（以下「組合」という。）は、計画処理能力 40 t/日（20 t/8h × 2 炉）の伊予地区清掃センターを建設、供用してきたが、令和 5 年 3 月時点で竣工後 46 年、施設及び設備の経年劣化により、今後、多額のメンテナンス費用が必要になること、また、伊予地区清掃センターの延命化を行う場合も多大な費用を要することとなり、構成市町の財政負担が大きくなることから、令和 5 年 3 月をもって焼却炉を廃止することとなった。

組合は、廃止した廃棄物焼却施設を放置することにより、ダイオキシン類及びダイオキシン類を含む汚水等により、大気中及び敷地外に排出される恐れがあるため、早期の解体が必要と考えていることから、伊予地区清掃センターの解体工事の発注仕様書と土地の地歴調査及び財産処分報告書の作成を委託するものである。

併せて、松山ブロック（松山市、伊予市他 1 市 3 町）において、ごみ処理広域化に関する基本合意がなされた中で、住民や事業者が広域処理施設（松山市）に直接持ち込もうとする一般廃棄物（可燃ごみ・粗大ごみ）については、集約して広域処理施設に搬入するものとされていることから、伊予市が伊予地区清掃センターの解体跡地に中継施設と住民サービス向上のため、資源ごみや漂着ごみを一時保管するためのマテリアルリサイクル推進施設を整備するために、基本・実施設計を委託するものである。

### 3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

### 4 業務場所

#### (1) 整備用地

ア 敷地地番：伊予市三秋甲 1433 番外 17 筆（法定外公共物含む。）

※詳細は別紙「伊予地区清掃センター施工箇所土地台帳」参照

イ 敷地面積：12,442.96m<sup>2</sup>（法定外公共物面積含む。）

#### (2) 現施設概要

ア 施設名称：伊予地区清掃センター（以下「本施設」という。）

イ 施設用途：ごみ処理施設

ウ 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

エ 階数：地上4階建て

オ 延べ面積：1,277.00m<sup>2</sup>

カ 建築面積：2,165.83m<sup>2</sup>

キ 竣工年月：昭和52年（1期）、昭和62年（2期）

ク 処理規模：80t/日（40t/16h×2炉）

ケ 処理方式：准連続燃焼方式（ストーカ方式）

※昭和62年に有害ガス除去設備、電気集じん器を新設

※平成13～15年度に排ガス高度処理及び灰固定化施設を増築

※平成15年度に事務所を一部増築

※平成30年度に耐震補強工事を実施

## 5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受注者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で業務を実施すること。
- (4) 受注者は、本業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受注者は、自社の社員の中から、次のア「管理技術者（総括責任者）」、イ「担当技術者」を選任し、発注者に管理及び担当技術者届を提出し、承諾を得ること。  
なお、管理技術者及び担当技術者は兼任することはできない。

### ア 管理技術者（総括責任者）

管理技術者は実務経験を10年以上有し、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく総合技術監理部門の衛生工学部門の廃棄物・資源循環に関する専門分野又は衛生工学部門の廃棄物・資源循環に関する専門分野の技術士資格者を配置すること。

### イ 担当技術者

担当技術者は実務経験を5年以上有している者を2人以上配置すること。

また、以下の資格者を配置すること。ただし、次の「(ア)」の一級建築士の資格者は、前「ア」の管理技術者（総括責任者）がその資格を有する場合は不要とする。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士

(イ) 技術士法に基づく衛生工学部門の廃棄物・資源循環に関する専門分野の技術士又は、廃棄物部門のRCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の資格を有する者

- (6) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に業務下請承諾申請書を提出し、承諾を得ること。
- (7) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 6 業務書類の提出

受注者は契約締結日に着手届を1部発注者に提出すること。また、契約締結後14日以内に下記の(1)～(5)を承諾申請書（指定様式）にまとめ、正本・副本の2部を発注者に提出し、承諾を得ること。

- (1) 管理技術者及び担当技術者届  
任意様式とし、資格証の写しを添付すること。
- (2) 業務工程表  
任意様式とする。
- (3) 業務組織届  
任意様式とする。
- (4) 業務下請負承諾申請書  
指定様式とし、再委託がある場合のみ提出すること。
- (5) 業務計画書  
任意様式とする。

## 7 打合せ議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受注者がその都度記録すること。議事録は、Microsoft Word形式（A4サイズ縦型）で速やかに作成し、発注者に確認した上で、1部提出すること。

## 8 検査

受注者は履行期限までに、下記仕様の成果品と業務完了届、業務実施工程表、成果品写真（成果品の内容を記載）を各1部提出し、完了日から10日以内に検査を受けるものとする。

## 9 資料の貸与及び返却

- (1) 業務を進めるに当たっては、次のものを貸与する。
  - ア 伊予地区ごみ処理施設管理組合ごみ焼却施設建設工事設計図（昭和52年）
  - イ 伊予地区清掃センター乾式電気集じん装置及び乾式塩化水素除去装置外設置工事設計図（昭和62年）
  - ウ 伊予地区清掃センター排ガス高度処理施設・灰固形化施設整備工事設計図（平成13～15年度）
  - エ 伊予地区清掃センター事務所等改修工事設計図（平成15年度）
  - オ 伊予地区清掃センター耐震補強工事設計図（平成30年度）
  - カ 伊予地区清掃センターアスベスト調査業務成果報告書（令和4年度）
  - キ 伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画策定業務成果報告書（令和5年度）

- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し、又は複製してはならない。
- (3) 貸与された資料は、業務が終了した時は、速やかに返却すること。

## 10 成果品

### (1) 伊予地区清掃センター解体工事発注仕様書等作成業務

- ア 見積仕様書
- イ 見積設計図書の比較検討資料
- ウ 設計書
- エ 発注仕様書
- オ 実施設計図
- カ 財産処分報告書
- キ 土地の地歴調査報告書（土壌汚染調査計画書含む。）

### (2) マテリアルリサイクル推進施設等整備工事設計業務

- ア 基本設計図（工事費概算書含む。）
- イ 設計書
- ウ 単価算出資料
- エ 積算数量算出書
- オ 実施設計図
- カ 確認申請書（構造計算書含む。）
- キ 省エネルギー関係計算書
- ク 透視図

### (3) 共通

- ア 関係法令検討書
- イ 打合せ議事録
- ウ 電子データ

- (ア) 成果品については、原則として A4 サイズのファイル製本とし、1 部提出すること。
- (イ) 基本設計図については、ファイル製本に加えて、二つ折り製本を 2 部提出すること。
- (ウ) 実施設計図については、ファイル製本に加えて、原寸版と縮小版の二つ折り製本をそれぞれ 1 部ずつ提出すること。
- (エ) 透視図については、A3 サイズの額装とし、1 部提出すること。
- (オ) 電子データについては、CD-R に委託名称を印刷して、1 枚提出すること。内容は、製本による報告書の体裁を PDF 形式に整理・変換したもののほか、作成したデータすべてを以下の形式により保存すること。

- ※ 文書：Microsoft Word 形式
- ※ 表、グラフ：Microsoft Excel 形式
- ※ 写真データ：Jpeg 形式
- ※ 図面データ：JWW 形式と SFC 形

## II 業務内容

### 1 伊予地区清掃センター解体工事発注仕様書等作成業務

#### (1) ダイオキシン類等調査業務の補助

解体区域及び保護具選定に係る管理区域等の前提条件を明らかにするため、汚染物中のダイオキシン類等調査業務を別途発注することから、試料採取箇所の選定に協力すること。

#### (2) 基本計画書の作成

設計図書を作成するための解体工事に関する基本事項を定め、現施設の状況を把握した上で下記について検討を行い、解体工事に係る基本計画書を作成すること。

ア 諸条件及び法規制の整備

イ 環境保全目標値

ウ 工事範囲及び対象施設内容

エ 作業環境区分等の設定

オ 作業中の粉塵等飛散防止及び排水流出防止対策

カ 解体工法及び解体手順

キ 廃棄物の保管方法及び処理・リサイクルの方法

ク 工事期間中の周辺及び作業環境調査方法

ケ 工程表

コ 工事費概算書

サ その他解体工事・原形復旧に必要な検討事項

#### (3) 実施設計業務

実施設計業務については、現施設の解体工事に係る事業費の算出及び設計図書の作成を、事前調査、既存図面等の既存設計図書及び業者見積書等を基に行うものである。

なお、解体工事については、性能発注方式によるものとする。既存図面、既存設計図書に係る資料は組合より貸与するが、不足する図書については、受注者が必要書類を作成するものとする。

なお、図面については、見積仕様書に添付する図面とし、以下の項目を基本に作成すること。

ア 施設竣工図（本解体工事に必要な図面）

イ 工事範囲図

ウ 仮設配置図（仮囲い）

エ 外部足場平面図

オ 外部足場立面図（4方向）

カ 跡地整備関係図

キ その他必要な図面等

#### (4) 見積仕様書の作成

別途業務のダイオキシン類等調査結果等を基に、解体工事の前提条件を整理し、見積設計図書作成を依頼するための見積仕様書を作成すること（内容は下記項目を基本とする。）。

なお、見積書は3社以上から徴収し、可能な限り県内業者からとすること。

また、見積書及び見積設計図書の徴収に必要な現場説明、質疑への回答等の支援を行うこと。

#### ア 総則

- (ア) 解体概要
- (イ) 工事主要項目
- (ウ) 一般事項
- (エ) 関係法定

#### イ 特記事項

- (ア) 準備・仮設工事
- (イ) 除染工事
- (ウ) 地下工作物撤去工事
- (エ) 解体工事
- (オ) 廃棄物及び解体材の分別・処理・処分
- (カ) ダイオキシン類安全対策
- (キ) 調査及び計画

#### (5) 見積設計図書の比較検討

複数の見積依頼業者から提示された見積設計図書を基に、見積仕様書との比較等の検討及び各見積依頼業者の汚染除去方法、解体工法等の検討、工事实績の有無等について、技術的な観点から評価を行い、設計書の根拠としてまとめること。

#### (6) 発注仕様書の作成

見積設計図書の比較検討評価の結果を踏まえて、解体工事の発注仕様書を作成すること。

##### ア 解体図面（発注用一般図）

解体工事における管理区分等を明確にするとともに特記仕様書に添付する基本図面を作成すること。

##### イ 発注仕様書の作成

基本計画書及び見積設計図書の比較検討を基に、解体工事発注の最終的な仕様書の作成を行うこと。解体工事における管理区分等を明確にした設計図を整理し、発注仕様書に添付すること。

#### (7) 設計書等の作成

##### ア 数量計算書の作成

既存図、建設時の内訳書、見積依頼業者から提示された見積書等から、各種数量を拾い出し、設計図書の基礎数値とすること。

##### イ 設計書の作成

設計書として、解体工事の工法、種類、数量等で構成し、設計に採用する工事や労務単価については、公共単価、建設物価などの公共性・市場性の高い単価を使用することを原則とすること。ただし、工事の特殊性等からやむを得ない場合は、市監督員と協議し、業者見積により代用するものとする。なお、業者見積は3社以上とし、可能な限り

県内業者から徴収し、見積比較して単価を決定すること。

(8) 財産処分報告書の作成

「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（環企発第080515006号平成20年5月15日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長）に基づき、廃棄物処理施設財産処分報告書を作成すること。

(9) 土地の地歴調査

ア 地歴調査

解体工事範囲の土地改変範囲に土壤汚染対策法に係る法令及び土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）（以下、ガイドライン）に準拠した地歴調査を実施すること。

イ 諸官庁との事前協議

解体工事に関して、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出に必要な事前協議を諸官庁と行うこと。

ウ 土壤汚染調査計画書の作成

地歴調査結果や諸官庁との事前協議等をもとに、土壤汚染調査計画を作成すること。

(10) その他必要な届出等の作成

各関係機関との協議や届出等で必要となる書類に関して、調査及び作成をすること。

2 マテリアルリサイクル推進施設等整備工事設計業務

(1) マテリアルリサイクル推進施設等整備工事基本設計業務

ア 設計条件の整理

伊予地区清掃センター解体工事発注仕様書等作成業務及びマテリアルリサイクル推進施設等整備工事設計業務プロポーザル実施要領「6 本プロポーザルの参加手続(3)才企画提案書（イ）b企画提案Ⅱ」により、基本的には本プロポーザルで採用された提案を基軸として進め、より発展させる事項があるときは、発注者の了解を得た場合、内容等を変更しても構わない。

マテリアルリサイクル推進施設で選別・保管する対象物や中継施設で中継する対象物について、その保管量、保管日数を検討すること。

また、整備することに必要な設計条件（設置する設備、必要人員、ユーティリティ、杭の残置可否等）を整理すること。

イ 基本設計案の作成

配置・平面計画案については、3案を以上示し、それぞれの案の長所と短所を示し、概算工事費を含めて比較検討した上で、最終案を決定すること。

ウ 基本設計図の作成

設計条件を基に基本設計図を作成する。基本設計図で作成する図面を以下に示す。

(ア) 全体配置計画図

(イ) 車両動線計画図

(ウ) 仕上表

- (エ) 平面計画図
- (オ) 立面計画図、断面計画図
- (カ) 電気・機械設備仕様概要書及び計画図
- (キ) 外構計画図
- (ク) その他

エ 工事費概算書の作成

建築主体及び電気・機械設備の各工事の工種ごとに内訳書を作成し、概算工事費を算出すること。

(2) マテリアルリサイクル推進施設等整備工事実施設計業務

ア 地質調査業務の補助

マテリアルリサイクル推進施設等整備に伴い、別途地質調査業務を発注するため、調査箇所の選定に協力すること。

イ 許認可申請業務の支援

マテリアルリサイクル推進施設及び中継施設を整備するに当たり、必要な許認可申請業務を支援する。

ウ 敷地測量図の作成

集成図の座標データを基に、地番ごとの境界点を現地で確認した上で、工事で必要な部分の敷地の位置・形状・レベルを正確に測量し、敷地測量図を作成すること。

エ 実施設計図の作成

基本設計や許認可申請等で定められた諸条件に基づき、実施設計図等を作成する。

(ア) 建築意匠図

特記仕様書、案内図、丈量図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、平面詳細図、展開図、天井伏図、建具表、雑詳細図、外構図、外構詳細図、その他必要とする図面

(イ) 建築構造図

構造計算書、特記仕様書、伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図、その他必要とする図面

(ウ) 電気設備図

設計計算書、特記仕様書、系統図、電灯設備図、動力設備図、火災報知設備図、弱電設備図、その他必要とする図面

(エ) 機械設備図

設計計算書、特記仕様書、空気換気設備図、給排水設備図、機械設備図、その他必要とする図面

オ 設計書の作成

設計に採用する材料や労務単価については、公共単価、建設物価などの公共性・市場性の高い単価を使用することを原則とすること。ただし、工事の特殊性等からやむを得ない場合は、市監督員と協議し、業者見積により代用するものとする。なお、業者見積は3社以上とし、可能な限り県内業者から徴収し、見積比較して単価を決定すること。

カ 建築確認申請等の作成

建築確認申請及び省エネ適判申請を作成し、履行期限までに確認済証交付及び適合判定通知書交付済とすること。ただし、これらの申請手数料については、別途支給する。また、建築確認申請等に必要な各関係機関との協議についても受託者が行うこと。

キ 透視図の作成

施設全体と建物の透視図を2面以上作成すること。

(3) 共通

ア 打合せ協議

打合せ協議については、初回、中間（3回）、最終の計5回程度とする。また、本業務の重要な工程においては適宜協議を行うこと。

イ 適用基準等

下記の文献については、最新版を使用すること。又、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した文献を基準とする。

なお、下記基準の一部は、国土交通省ホームページの官庁営繕の技術基準〔アドレス：<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html>〕で公開している。

(ア) 共通

- a 官庁施設の基本的性能基準
- b 官庁施設の総合耐震計画基準
- c 愛媛県人にやさしいまちづくり条例
- d 官庁施設の環境保全性に関する基準
- e 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

(イ) 建築総合

- a 公共建築工事標準仕様書〔建築工事編〕
- b 建築設計基準
- c 建築構造設計基準
- d 建築工事標準詳細図
- e 建築物解体工事共通仕様書

(ウ) 設備総合

- a 建築設備計画基準
- b 建築設備設計基準
- c 公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕
- d 公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕
- e 公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕
- f 公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕
- g 排水再利用・雨水利用システム設計基準

(エ) 積算

- a 公共建築工事積算基準
- b 公共建築工事標準単価積算基準

- c 公共建築数量積算基準
- d 公共建築設備数量積算基準
- e 公共建築数量積算基準・同解説
- f 公共建築設備数量積算基準・同解説
- g 公共建築工事共通費積算基準
- h 公共建築工事内訳書標準書式
- i 公共建築工事見積標準書式

(オ) その他

次に示す文献については、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した以外の文献であり、最新版を使用すること。

- a ごみ処理施設整備の計画・設計要領（公益社団法人 全国都市清掃会議）
- b 建設工事標準歩掛（一般財団法人 建設物価調査会）

ウ 工事について

「伊予地区清掃センター解体工事」の発注者は「伊予地区ごみ処理施設管理組合」、  
「マテリアルリサイクル推進施設等整備工事」の発注者は「伊予市」とするものとする。

(ア) 予定工事費

約 1,260,000 千円（消費税等含む。）

(イ) 予定工期

令和 9 年 6 月上旬から令和 13 年 3 月下旬まで

(別途資料)

【資料 1】 業務箇所図及び位置図

【資料 2】 敷地航空写真及び集成図

【資料 3】 施工箇所土地台帳

【資料 4】 現施設概要図

【資料 5】 伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画（概要版）

※なお、計画本編は市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.iyo.lg.jp/kankyohozen/seisousenntakihonnkeikaku.html>

【資料 6】 現況写真